

令和 6 年度 柏市年末一斉監視指導の実施結果

柏市健康医療部 保健所生活衛生課

年末における食中毒の発生防止および食品衛生の向上を図るため、「柏市監視指導計画」に基づき実施した年末一斉監視指導の結果をお知らせします。

1 年末監視指導等実施状況(令和 6 年 1 2 月 1 日～1 2 月 3 1 日)

(1) 監視指導実施件数

【旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種	区分	監視 件数
総 計		53
飲食店営業		36
菓子（パンを含む。）製造業		4
乳処理業		－
特別牛乳さく取処理業		－
乳製品製造業		－
集乳業		－
魚介類販売業		6
魚介類せり売り営業		1
魚肉ねり製品製造業		－
食品の冷凍又は冷蔵業		－
かん詰又はびん詰食品製造業		－
喫茶店営業		－
あん類製造業		－
アイスクリーム類製造業		1
食肉処理業		－
食肉販売業		4
食肉製品製造業		－
乳酸菌飲料製造業		－
食用油脂製造業		－
マーガリン又はショートニング製造業		－
みそ製造業		－
しょうゆ類製造業		－
ソース類製造業		－
酒類製造業		－
豆腐製造業		－
納豆製造業		－
めん類製造業		1
そうざい製造業		－

添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたものに限る）製造業	-
食品の放射線照射業	-
清涼飲料水製造業	-
氷雪製造業	-

【改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種	区分	監視件数
総計		53
飲食店営業		20
調理の機能を有する自動販売機		-
食肉販売業		3
魚介類販売業		23
魚介類競り売り営業		-
集乳業		-
乳処理業		-
特別牛乳搾取処理業		-
食肉処理業		2
食品の放射線照射業		-
菓子製造業		1
アイスクリーム類製造業		-
乳製品製造業		-
清涼飲料水製造業		-
食肉製品製造業		-
水産製品製造業		-
氷雪製造業		-
液卵製造業		-
食用油脂製造業		-
みそ又はしょうゆ製造業		-
酒類製造業		-
豆腐製造業		-
納豆製造業		-
麺類製造業		-
そうざい製造業		4
複合型そうざい製造業		-
冷凍食品製造業		-
複合型冷凍食品製造業		-
漬物製造業		-
密封包装食品製造業		-
食品の小分け業		-
添加物製造業		-

【届出を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種		区分	監視 件数
総 計			34
旧許可業種であ った営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）		4
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）		4
	乳類販売業		3
	氷雪販売業		-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）		-
販売業	弁当販売業		-
	野菜果物販売業		1
	米穀類販売業		1
	通信販売・訪問販売による販売業		-
	コンビニエンスストア		-
	百貨店、総合スーパー		6
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）		-
	その他の食料・飲料販売業		8
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）		-
	いわゆる健康食品の製造・加工業		-
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）		-
	農産保存食料品製造・加工業		-
	調味料製造・加工業		1
	糖類製造・加工業		-
	精穀・製粉業		-
	製茶業		-
	海藻製造・加工業		1
	卵選別包装業		-
	その他の食料品製造・加工業		-
上記以外のもの （改正法による 改正後の法第68 条第3項におい て準用されるも のを含む）	行商		-
	集団給食施設		5
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）		-
	露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		-
	その他		-

(2) 収去検査等実施件数及び結果

市内に流通する食品 10 検体について、規格基準等の検査を実施しました。違反又は指導基準外となった検体はありませんでした。

区分	総数		細菌		理化学		違反又は 指導基準外検体数
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
清涼飲料水 (ミネラルウォーター類を除く)	2	4	2	1	2	1	0
魚肉ねり製品	2	2	2	1	0	0	0
冷凍食品 (無加熱摂取冷凍食品, 凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品)	6	12	6	2	0	0	0

2 食中毒の発生状況

令和6年12月1日から12月31日までの期間において、市内における食中毒の発生はありませんでした。

3 食品等事業者，消費者に関する注意喚起および啓発

(1) リーフレットの配布

食品等事業者への監視指導時にリーフレットを配布し，食中毒予防の啓発を行いました。

(2) ホームページによる啓発

柏市ホームページにて，食肉の生食又は加熱不十分な状態での喫食による食中毒等のリスク，食中毒予防対策などの食品衛生情報を掲載し，食中毒予防のための注意喚起を行いました。

(3) 食品衛生講習会

令和6年12月1日から12月31日までの期間において，食品衛生事業者を対象とした講習会を1回実施しました。

(参加者12名)